

仕 様 書

下記耐震診断業務は、建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律並びにこれらに基づく命令及び条例の規定によるほか、次の基準に準拠し、この仕様書に基づき実施するものとする。

一般社団法人プレハブ建築協会
「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」（国住指第3107号）……以下「基準」という。

1. 事業名

板良住宅耐震診断業務委託

2. 履行期限

契約締結日から令和9年3月12日

3. 業務の範囲

本業務は、板良住宅の耐震性能を把握するため、耐震診断を行うもの。

業務の受託者（以下「乙」という。）は、業務の遂行にあたって、業務の発注者（以下「甲」という。）甲の意図及び目的を十分理解し業務遂行に遺漏のないように努めること。

4. 業務対象の概要

- (1) 場 所 : 岐阜県可児郡御嵩町御嵩字板良 地内
- (2) 対象住宅 : 板良住宅1棟4戸（110, 111, 112, 113号）※111、113号入居中
- (3) 構 造 : リブ付中型コンクリートパネル造 平屋建て
- (4) 延床面積 : 約192.96㎡

5. 配置技術者

乙は分析業務等における管理技術者を定め、甲に通知するものとする。なお、管理技術者の資格要件は、建築士法（昭和25年法律第202号）による「一級建築士」の資格を有する者とする。

6. 提出書類

乙は、業務の着手にあたって下記の書類を提出しなければならない。

ア. 業務着手届 イ. 業務工程表 ウ. 管理技術者等通知書 エ. 管理技術者等の経歴書及び資格書の写し オ. 職務分担表

7. 業務内容

乙は、下記による耐震診断結果報告書を甲に提出するものとする。

(1) 耐震診断結果報告書の内容

ア. 診断建物の概要

付近見取図

診断建物敷地の付近の様子が判るものとし、主たる目標物等を記入すること。

配置図	敷地内における診断建物を明示すること。
診断建物名称等	診断建物の名称、所在地、用途及び設計年次を記入すること。床面積を記入すること。
建物規模等	床面積を記入すること。
設計図書の保存	診断建物の設計図書の保存状況を記入すること。
使用構造部材の種類及び強度	診断建物の構造部材の概要を記入すること。ただし、設計図書が保存されていなく、構造部材が不明な場合はその旨注意書きをすること。
骨組み形式等	診断建物の特徴を記入すること。
耐震診断の方針	診断方法、計算方法、計算に使用した構造部材の性能値を必ず記入すること。また、診断及び計算において仮定した項目が有れば特記しておくこと。

イ．既存建物の耐震診断

診断結果の概要と建物性質	診断結果の各種指標の数値や、診断の結果に対する考察を記入すること。
建物規模等	配置図、平面図、立面図、断面図、各伏図、軸組図、部材リスト

(2) 現地調査

- ア．調査建物の不動沈下、構造クラック等の劣化調査及びその他診断に必要となる情報を収集すること。なお、本業務の対象住宅の設計図等は現存しないことに注意すること。
- イ．現地調査報告書を作成し、現地確認を行った写真を貼付すること。
- ウ．調査にあたり、解体等が発生した場合は、その後早急に補修を行うこと。

(3) その他

- ア．耐震診断を実施する上での不明な事項については、あらかじめ監督員と協議すること。
- イ．構造計算に診断プログラムを用いる場合は、あらかじめ監督員と協議すること。
- ウ．入居中の部屋の現地調査が必要な場合は、あらかじめ監督員と協議すること。

8．第三者機関による評定

乙は、耐震診断後に既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会が定める耐震判定委員会設置登録要綱の規定に基づき登録を受けた機関による判定を受けなければならない。

9．提出図書及び期限

(1) 提出図書

- ア．耐震診断結果報告書……2部
- イ．現地調査報告書……2部
- ウ．耐震診断プログラムの出力結果プリント及び入力データと計算結果を記録したCDR（手計算で補足した場合はその計算書）……2部
- エ．第三者機関発行の評定書……1部

(2) 提出期限

- ア～ウ 令和9年1月15日（金）
- エ 令和9年3月12日（金）

10．提出図書の審査

- (1) 乙は、業務完了時に甲の審査を受けなければならない。
- (2) 審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正し提出しなければならない。

- (3) 第三者機関による評定において、提出図書の内容に変更が生じる場合は、評定後ただちに訂正し提出しなければならない。
- (4) 業務完了後において、明らかに乙の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、乙はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

11. 参考資料

業務に必要な資料は、必要に応じて町より貸与または提出するが、この場合、乙は借用記録簿を備え管理に十分注意すること。業務が完了したときにはすみやかに町へ返却しなければならない。

12. その他

- (1) 業務の実施上で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 業務の遂行にあたっては、本仕様書のほか、「岐阜県建築設計業務委託共通仕様書」を遵守しなければならない。
- (3) 甲が耐震診断業務に関する助言を求めた場合、適宜助言を行わなければならない。
- (4) 本仕様書の定める事項について疑義を生じた場合、または本仕様書に定めのない場合は、甲、乙で協議の上これを定める。